

日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的及び使命（P18 参照）」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

日本大学マインド

- 日本の特質を理解し伝える力

日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。

- 多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力

異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。

- 社会に貢献する姿勢

社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

【自ら学ぶ】

- 豊かな知識・教養に基づく高い倫理観

豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。

- 世界の現状を理解し、説明する力

世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

【自ら考える】

- 論理的・批判的思考力

得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。

- 問題発見・解決力

事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

【自ら道をひらく】

- 挑戦力

あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。

- コミュニケーション力

他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。

- リーダーシップ・協働力

集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。

- 省察力

謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

工学部の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的

基礎教育の徹底により、工学の基礎力を修得し、自主的に考察し判断できる発想力及び解析能力を培う。さらに、工業技術が社会と環境に及ぼす影響を理解することにより、高い倫理観をもって調和のとれた持続可能な社会の実現に貢献できる人間性豊かな技術者を養成する。

また、教育研究活動を通じて地球環境の保護と健康的な生活に工学の立場から寄与し、その成果を社会と地域に還元する。

工学部(学士(工学))の卒業の認定に関する方針

日本大学工学部は、日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、下表に示す「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本学部における能力を修得した者に、「学士（工学）」の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P－1】 工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い知識・教養に基づく高い倫理観を涵養することができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P－2】 グローバル化する社会における工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	【D P－3】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、工学技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	【D P－4】 工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	【D P－5】 地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	【D P－6】 社会性を持つ工学技術者として、常に他人の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団の中で連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	【D P－7】 工学技術者の立場から他人との協働を通して、リーダーとして他人の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	【D P－8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、工学技術者として自己を高めることができる。

土木工学科の卒業の認定に関する方針

土木工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに土木工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P－1】 土木工学が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養することができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P－2】 グローバル化する社会における土木技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	【D P－3】 体系化された継続的な学修により土木工学の基礎力を身につけ、土木技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	【D P－4】 土木工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	【D P－5】 地球環境の保全や健康的な生活に土木工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	【D P－6】 社会性を持つ土木技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	【D P－7】 土木技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	【D P－8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、土木技術者として自己を高めることができる。

建築学科の卒業の認定に関する方針

建築学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに建築学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P－1】 建築技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養することができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P－2】 グローバル化する社会における建築技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	【D P－3】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、建築技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	【D P－4】 建築学の基礎に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	【D P－5】 地球環境の保全や健康的な生活に建築技術者の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	【D P－6】 社会性を持つ建築技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	【D P－7】 建築技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	【D P－8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、建築技術者として自己を高めることができる。

機械工学科の卒業の認定に関する方針

機械工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに機械工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P－1】 工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養できる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P－2】 グローバル化する社会における工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し、説明できる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	【D P－3】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、工学技術者として論理的、批判的に思考できる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	【D P－4】 工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	【D P－5】 地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦できる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	【D P－6】 社会性を持つ工学技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝達できる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	【D P－7】 工学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援できる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	【D P－8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、工学技術者として自己研鑽できる。

電気電子工学科の卒業の認定に関する方針

電気電子工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに電気電子工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P－1】 工学にかかる技術者として倫理観をもち、電子情報通信、電気エネルギーの各技術に関わる社会環境の変化の新たな課題を体系的にとらえ、自主的かつ継続的に解決することができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P－2】 国際的な視野に立ってグローバル化する社会の一員として国際社会が抱える社会インフラ等の技術的課題を理解し、説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	【D P－3】 電子情報通信、電気エネルギーの各分野における専門知識や技術を体系的に理解していると共に、応用・実践することができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	【D P－4】 電子情報通信、電気エネルギーの理解に必要な自然科学科目と基礎的な情報技術が活用でき、課題を自主的かつ継続的に解決することができる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	【D P－5】 持続可能な社会の実現のため、地球環境、エネルギー、健康・生活に関して電気電子工学の立場にたって考え、将来にわたって、第一線で活躍することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	【D P－6】 社会で活躍するために必要なコミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力を有し、社会へ貢献することができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	【D P－7】 実社会における異なる専門分野の技術者集団の中で、協調と円滑な課題遂行のためのチームワーク力が發揮でき、自己のもつ専門性を發揮することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	【D P－8】 工学技術者として、得られた結果や自分と異なる意見を謙虚に受け止め、自己を高めることができます。

生命応用化学科の卒業の認定に関する方針

生命応用化学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに生命応用化学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P－1】 化学技術およびバイオテクノロジーが社会や環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養することができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P－2】 グローバル化する社会における化学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	【D P－3】 体系化された継続的な学修により応用化学やバイオテクノロジーを学ぶ上で必要な基礎力を身につけ、化学技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	【D P－4】 化学技術の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	【D P－5】 地球環境の保全や健康的な生活に化学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	【D P－6】 社会性を持つ化学技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	【D P－7】 化学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	【D P－8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、化学技術者として自己を高めることができる。

情報工学科の卒業の認定に関する方針

情報工学科では、「日本大学教育憲章」、本学部のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、並びに情報工学科の「人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」に基づく教育課程において、規定の在籍期間で以下に定める各項目を満たした学生に対して、学士（工学）の学位を授与する。

日本大学教育憲章 （「自主創造」の3つの構成要素及びその能力）		卒業の認定に関する方針	
構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）	構成要素(コンピテンス)	能力（コンピテンシー）
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。	豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P－1】 情報工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、情報系技術者としての幅広い教養・知識に基づく高い倫理観と職業観を身につけることができる。
世界の現状を理解し、説明する力	世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。	日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P－2】 グローバル化する社会における情報工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。
論理的・批判的思考力	得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。	論理的・批判的思考力	【D P－3】 体系化された継続的な学修により情報工学の基礎力を身につけ、情報工学技術者として論理的、批判的な思考と専門知識を修得できる。
問題発見・解決力	事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。	問題発見・解決力	【D P－4】 情報工学の基礎力に基づいて、必要な専門知識と応用力を有し、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。
挑戦力	あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。	挑戦力	【D P－5】 地球環境の保全や健康的な生活に情報工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。
コミュニケーション力	他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。	コミュニケーション力	【D P－6】 社会性を持つ情報工学技術者として職務を遂行するために必要な、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。
リーダーシップ・協働力	集団のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	リーダーシップ・協働力	【D P－7】 情報工学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
省察力	謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。	省察力	【D P－8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、情報工学技術者として自己を高めることができます。

工学部(学士(工学))の教育課程の編成及び実施に関する方針

工学部(学士(工学))では、日本大学教育憲章(以下、「憲章」という)を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力(コンピテンシー)を養成するために、全学共通初年次教育科目、教養科目、外国語科目、体育科目、自然学科目、専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力(汎用的能力)の達成度に関しては、教育課程の体系に基づく授業科目の単位修得状況及び卒業研究の到達度や、学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力(コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【DP-1】 工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い知識・教養に基づく高い倫理観を涵養することができる。	【CP-1】 全学共通初年次教育科目、教養科目及び各学科専門教育科目等を通して、工学にかかわる分野で社会と環境に貢献できる工学的手法に習熟させ、それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を通じて高い倫理観を育成する。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【DP-2】 グローバル化する社会における工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。	【CP-2】 外国語科目及び各学科専門教育科目等を通して、日本大学並びに日本大学工学部の使命を理解し、自らの専門分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し、説明できる能力を育成する。
論理的・批判的思考	【DP-3】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、工学技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。	【CP-3】 自然学科目及び各学科専門教育科目等を通して、工学にかかわる分野の基礎となる、論理的・科学的・批判的思考の重要さや手法を、体系化された継続的な学修によって理解・修得し、専門分野における幅広い知識の吸収と高度な技術力を身につけ、発揮できる能力を育成する。
問題発見・解決力	【DP-4】 工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。	【CP-4】 各学科専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けた、工学にかかわる幅広い分野の知識や技術を学修させ、問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い、豊かな発想と高度な分析を通して、自ら問題を発見し解決できる能力を育成する。
挑戦力	【DP-5】 地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。	【CP-5】 各学科専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けて自ら考え行動し、工学にかかわる分野で社会に貢献できる専門知識・技術を体系的に身につけさせ、自らのキャリアデザインも含めて、新しいことに果敢に挑戦できる能力を育成する。
コミュニケーション力	【DP-6】 社会性を持つ工学技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。	【CP-6】 全学共通初年次教育科目、教養科目、体育科目及び各学科専門教育科目等を通して、社会性を持つ工学にかかわる分野の技術者として、豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康、集団行動の能力、多様なメディアを用いたコミュニケーション力を身につけさせ、自分と異なる立場の他者を理解・尊重しつつ、自らの考えを相手に伝えることができる能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	【DP-7】 工学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	【CP-7】 全学共通初年次教育科目、体育科目、自然学科目及び各学科専門教育科目を通して、学修における協働作業の中で、他者と協働し社会に貢献できる人間性豊かな技術者になる素養を身につけさせ、集団の中でリーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援できる能力を育成する。
省察力	【DP-8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、工学技術者として自己を高めることができる。	【CP-8】 各学科専門教育科目等を通して、工学にかかわる分野に関して、常に他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め、自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り、新しい知識や技術の修得に励むことができる能力を育成する。

土木工学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

土木工学科では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通初年次教育科目、教養科目、外国語科目、体育科目、自然科学科目、専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）の達成度に関しては、教育課程の体系に基づく授業科目の単位修得状況及び卒業研究の到達度や、学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力(コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【DP-1】 土木工学が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養することができる。	【CP-1】 全学共通初年次教育科目、教養科目及び専門教育科目等を通して、土木工学にかかる分野で社会と環境に貢献できる工学的手法に習熟させ、それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を通じて高い倫理観を育成する。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【DP-2】 グローバル化する社会における土木技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。	【CP-2】 外国語科目及び専門教育科目等を通して、日本大学並びに日本大学工学部の使命を理解し、自らの専門分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し、説明できる力を育成する。
論理的・批判的思考力	【DP-3】 体系化された継続的な学修により土木工学の基礎力を身につけ、土木技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。	【CP-3】 自然科学科目及び専門教育科目等を通して、土木工学にかかる分野の基礎となる、論理的・科学的・批判的思考の重要さや手法を、体系化された継続的な学修によって理解・修得し、土木工学分野における幅広い知識の吸収と高度な技術力を身につけ、発揮できる力を育成する。
問題発見・解決力	【DP-4】 土木工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。	【CP-4】 専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けた、土木工学にかかる幅広い分野の知識や技術を学修させ、問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い、豊かな発想と高度な分析を通して、自ら問題を発見し解決できる力を育成する。
挑戦力	【DP-5】 地球環境の保全や健康的な生活に土木工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。	【CP-5】 専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けて自ら考え行動し、土木工学にかかる分野で社会に貢献できる専門知識・技術を体系的に身につけさせ、自らのキャリアデザインも含めて、新しいことに果敢に挑戦できる力を育成する。
コミュニケーション力	【DP-6】 社会性を持つ土木技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。	【CP-6】 全学共通初年次教育科目、教養科目、体育科目及び専門教育科目等を通して、社会性を持つ土木工学にかかる分野の技術者として、豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康、集団行動の能力、多様なメディアを用いたコミュニケーション力を身につけさせ、自分と異なる立場の他者を理解・尊重しつつ、自らの考えを相手に伝えることができる力を育成する。
リーダーシップ・協働力	【DP-7】 土木技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	【CP-7】 全学共通初年次教育科目、体育科目、自然科学科目及び専門教育科目を通して、学修における協働作業の中で、他者と協働し社会に貢献できる人間性豊かな土木技術者になる素養を身につけさせ、集団の中でリーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援できる力を育成する。
省察力	【DP-8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、土木技術者として自己を高めることができる。	【CP-8】 専門教育科目等を通して、土木工学にかかる分野に関して、常に他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め、自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り、新しい知識や技術の修得に励むことができる力を育成する。

建築学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

建築学科では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通初年次教育科目、教養科目、外国語科目、体育科目、自然学科目、専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目的シラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）の達成度に関しては、教育課程の体系に基づく授業科目的単位修得状況及び卒業研究の到達度や、学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【DP-1】 建築技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養することができる。	【CP-1】 全学共通初年次教育科目、教養科目及び専門教育科目等を通して、建築にかかわる分野で社会と環境に貢献できる工学的手法に習熟させ、それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を通じて高い倫理観を育成する。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【DP-2】 グローバル化する社会における建築技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。	【CP-2】 外国語科目及び専門教育科目等を通して、日本大学並びに日本大学工学部の使命を理解し、建築分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し、説明できる能力を育成する。
論理的・批判的思考	【DP-3】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、建築技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。	【CP-3】 自然学科目及び専門教育科目等を通して、建築にかかわる分野の基礎となる、論理的・科学的・批判的思考の重要さや手法を、体系化された継続的な学修によって理解・修得し、専門分野における幅広い知識の吸収と高度な技術力を身につけ、発揮できる能力を育成する。
問題発見・解決力	【DP-4】 建築学の基礎に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。	【CP-4】 専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けた、建築にかかわる幅広い分野の知識や技術を学修させ、問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い、豊かな発想と高度な分析を通して、自ら問題を発見し解決できる能力を育成する。
挑戦力	【DP-5】 地球環境の保全や健康的な生活に建築技術者の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。	【CP-5】 専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けて自ら考え行動し、建築にかかわる分野で社会に貢献できる専門知識・技術を体系的に身につけさせ、自らのキャリアデザインも含めて、新しいことに果敢に挑戦できる能力を育成する。
コミュニケーション力	【DP-6】 社会性を持つ建築技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。	【CP-6】 全学共通初年次教育科目、教養科目、体育科目及び専門教育科目等を通して、社会性を持つ建築にかかわる分野の技術者として、豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康、集団行動の能力、多様なメディアを用いたコミュニケーション力を身につけさせ、自分と異なる立場の他者を理解・尊重しつつ、自らの考えを相手に伝えることができる能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	【DP-7】 建築技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	【CP-7】 全学共通初年次教育科目、体育科目、自然学科目及び専門教育科目を通して、学修における協働作業の中で、他者と協働し社会に貢献できる人間性豊かな技術者になる素養を身につけさせ、集団の中でリーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援できる能力を育成する。
省察力	【DP-8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、建築技術者として自己を高めることができる。	【CP-8】 専門教育科目等を通して、建築にかかわる分野に関して、常に他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め、自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り、新しい知識や技術の修得に励むことができる能力を育成する。

機械工学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

機械工学科では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通初年次教育科目、教養科目、外国語科目、体育科目、自然科学科目、専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）の達成度に関しては、教育課程の体系に基づく授業科目の単位修得状況及び卒業研究の到達度や、学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力(コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P - 1】 工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養できる。	【C P - 1】 全学共通初年次教育科目、教養科目及び学科専門教育科目等を通して、工学にかかわる分野で社会と環境に貢献できる工学的手法に習熟させ、それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を通じて、高い倫理観を育成する。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P - 2】 グローバル化する社会における工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し、説明できる。	【C P - 2】 外国語科目及び学科専門教育科目等を通して、日本大学並びに日本大学工学部の使命を理解し、自らの専門分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し、説明できる能力を育成する。
論理的・批判的思考力	【D P - 3】 体系化された継続的な学修により工学の基礎力を身につけ、工学技術者として論理的、批判的に思考できる。	【C P - 3】 自然科学科目及び学科専門教育科目等を通して、工学にかかわる分野の基礎となる、論理的・科学的・批判的思考の重要さや手法を、体系化された継続的な学修によって理解・修得し、専門分野における幅広い知識の吸収力と高度な技術力を身につけ、発揮できる能力を育成する。
問題発見・解決力	【D P - 4】 工学の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。	【C P - 4】 学科専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けた、工学にかかわる幅広い分野の知識や技術を学修させ、問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い、豊かな発想と高度な分析を通して、自ら問題を発見し解決できる能力を育成する。
挑戦力	【D P - 5】 地球環境の保全や健康的な生活に工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦できる。	【C P - 5】 学科専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けて自ら考え行動し、工学にかかわる分野で社会に貢献できる専門知識・技術を体系的に身につけさせ、自らのキャリアデザインも含めて、新しいことに果敢に挑戦できる能力を育成する。
コミュニケーション力	【D P - 6】 社会性を持つ工学技術者として、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝達できる。	【C P - 6】 全学共通初年次教育科目、教養科目、体育科目及び学科専門教育科目等を通して、社会性を持つ工学にかかわる分野の技術者として、豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康、集団行動の能力、多様なメディアを用いたコミュニケーション力を身につけさせ、自分と異なる立場の他者を理解・尊重しつつ、自らの考えを相手に伝えることができる能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	【D P - 7】 工学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援できる。	【C P - 7】 全学共通初年次教育科目、体育科目、自然科学科目及び学科専門教育科目を通して、学修における協動作業の中で、他者と協働し社会に貢献できる人間性豊かな技術者になる素養を身につけさせ、集団の中でリーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援できる能力を育成する。
省察力	【D P - 8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、工学技術者として自己研鑽できる。	【C P - 8】 学科専門教育科目等を通して、工学にかかわる分野に関して、常に他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め、自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り、新しい知識や技術の修得に励むことができる能力を育成する。

電気電子工学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

電気電子工学科では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿ってコース別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通初年次教育科目、教養科目、外国語科目、体育科目、自然学科目、専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）の達成度に関しては、教育課程の体系に基づく授業科目の単位修得状況及び卒業研究の到達度や、学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P – 1】 工学にかかわる技術者として倫理観をもち、電子情報通信、電気エネルギーの各技術に関わる社会環境の変化の新たな課題を体系的にとらえ、自主的かつ継続的に解決することができる。	【C P – 1】 全学共通初年次教育科目、教養科目、及び電子情報通信・電気エネルギーコースにおける専門教育科目等を通して、科学技術の進歩と社会環境の変化を認識させ、新たな技術の要望に対応できるよう、倫理観を持つとともに、自主的かつ継続的に学習することを通して、広く豊かな知識を学修し、物事を総合的に判断する能力を育成する。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P – 2】 国際的な視野に立ってグローバル化する社会の一員として国際社会が抱える社会インフラ等の技術的課題を理解し、説明することができる。	【C P – 2】 外国語科目、教養科目等を通して、想定される国内外の社会性のある工学での諸問題を理解し、新たな技術や課題解決に必要な技術を説明する能力を育成する。
論理的・批判的思考力	【D P – 3】 電子情報通信、電気エネルギーの各分野における専門知識や技術を体系的に理解していると共に、応用・実践することができる。	【C P – 3】 自然学科目、及び電子情報通信・電気エネルギーコースにおける専門教育科目等の演習を通して、電気電子情報技術者としての基礎を築き、より高度な課題に取り組む能力を育成する。
問題発見・解決力	【D P – 4】 電子情報通信、電気エネルギーの理解に必要な自然科学科目と基礎的な情報技術が活用でき、課題を自主的かつ継続的に解決することができる。	【C P – 4】 体系的な電子情報通信・電気エネルギーコースにおける専門教育科目等を通して、チームでの貢献を含めた社会貢献に寄与する課題の目標を自ら設定し、計画的に取り組めること及び柔軟で総合的な判断に基づいて解決する能力を育成する。
挑戦力	【D P – 5】 持続可能な社会の実現のため、地球環境、エネルギー、健康・生活に関して電気電子工学の立場にたって考え、将来にわたって、第一線で活躍することができる。	【C P – 5】 体系的な電子情報通信・電気エネルギーコースにおける専門教育科目等を通して、新たな困難な問題に自主的かつ継続的に挑戦すること、及び電気主任技術者、臨床工学技士や教職等の資格取得に挑戦する能力を育成する。
コミュニケーション力	【D P – 6】 社会で活躍するために必要なコミュニケーション能力及びプレゼンテーション能力を有し、社会へ貢献することができる。	【C P – 6】 全学共通初年次教育科目、教養科目及び電子情報通信・電気エネルギーコースにおける専門教育科目等を通して、集団での活動に必要なITコミュニケーションや外国語によるコミュニケーションを含む他者とのコミュニケーション力を身につけさせ、社会での活躍に必要な健康及び幅広い教養や人間性を養い、自分の技術的な見解を相手に伝える能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	【D P – 7】 実社会における異なる専門分野の技術者集団の中で、協調と円滑な課題遂行のためのチームワーク力が發揮でき、自己のもつ専門性を發揮することができる。	【C P – 7】 全学共通初年次教育科目、教養科目、体育科目、及び電子情報通信・電気エネルギーコースにおける専門教育科目等のチームで行う実験・実習を通して、他者との協働に必要なコミュニケーション力や、課題解決のためのチームワーク力を習得し、自己の役割を果たすこと、および役割に関するリーダーシップを発揮する能力を育成する。
省察力	【D P – 8】 工学技術者として、得られた結果や自分と異なる意見を謙虚に受け止め、自己を高めることができる。	【C P – 8】 体系的な電子情報通信・電気エネルギーコースにおける専門教育科目等や研究室における活動を通して、他者からの意見及び指摘を真摯に、謙虚に受け止めることにより、自己の活動を高める能力を育成する。

生命応用化学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

生命応用化学科では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通初年次教育科目、教養科目、外国語科目、体育科目、自然科学科目、専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）の達成度に関しては、教育課程の体系に基づく授業科目の単位修得状況及び卒業研究の到達度や、学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力(コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P - 1】 化学技術およびバイオテクノロジーが社会や環境に及ぼす影響を理解し、幅広い教養・知識に基づく高い倫理観を涵養することができる。	【C P - 1】 応用化学、バイオテクノロジーにかかる分野で社会と環境に貢献できる工学的手法に習熟させ、それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を通じて高い倫理観を涵養する。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P - 2】 グローバル化する社会における化学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。	【C P - 2】 外国語科目及び各学科専門教育科目等を通して、これからの中の未来に向けて化学技術者としての使命を理解し、自らの専門分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し、説明できる能力を育成する。
論理的・批判的思考力	【D P - 3】 体系化された継続的な学修により応用化学やバイオテクノロジーを学ぶ上で必要な基礎力を身につけ、化学技術者として論理的、批判的な思考をすることができる。	【C P - 3】 化学技術を学ぶ上で基礎となる、数学、物理および応用化学・生命化学の概略を学修することにより、論理的・科学的・批判的思考の重要さや手法を、体系化された継続的な学修によって理解・修得し、専門分野における幅広い知識の吸収と高度な技術力を身につけ、発揮できる能力を育成する。
問題発見・解決力	【D P - 4】 化学技術の基礎力に基づいて、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。	【C P - 4】 持続可能な社会の実現に向けた、応用化学および生命化学にかかる幅広い分野の知識や技術の学修を通して、問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い、豊かな発想と高度な分析を通して、自ら問題を発見する能力を育成する。
挑戦力	【D P - 5】 地球環境の保全や健康的な生活に化学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。	【C P - 5】 持続可能な社会の実現に向けて自ら考え方行動し、応用化学および生命化学にかかる分野で社会に貢献できる専門知識・技術を体系的に身につけさせ、自らのキャリアデザインも含めて、何事にも挑戦できる能力を育成する。
コミュニケーション力	【D P - 6】 社会性を持つ化学技術者として、常に他人の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。	【C P - 6】 社会性を持つ応用化学および生命化学にかかる分野の技術者として、豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康、集団行動の能力、多様なメディアを用いたコミュニケーション力を身につけさせ、自分と異なる立場の他人を理解・尊重しつつ、自らの考えを相手に伝える能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	【D P - 7】 化学技術者の立場から他人との協働を通して、リーダーとして他人の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	【C P - 7】 学修における協働作業のなかで、他人と協働し社会に貢献できる人間性豊かな化学技術者になる素養を身につけさせ、集団のなかでリーダーとして他人の力を引き出し、その活躍を支援する能力を育成する。
省察力	【D P - 8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、化学技術者として自己を高めることができる。	【C P - 8】 応用化学および生命化学にかかる分野に関して、常に他人の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め、自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り、化学技術者として新しい知識や技術の修得に励むことができる能力を育成する。

情報工学科の教育課程の編成及び実施に関する方針

情報工学科では、日本大学教育憲章（以下、「憲章」という）を基に、専門分野を加味した卒業の認定に関する方針に沿って学科別の教育課程を編成し実施する。

下表の「憲章」に基づく卒業の認定に関する方針として示された8つの能力（コンピテンシー）を養成するために、全学共通初年次教育科目、教養科目、外国語科目、体育科目、自然学科目、専門教育科目の授業科目を各能力に即して体系化するとともに、講義・演習・実験・実習等の授業形態を組み入れた多様な学修方法による教育課程を編成し実施する。

また、学修成果の評価は、専門的な知識・技能および態度を修得する授業科目に関しては、授業形態や授業手法に即した多元的な評価方法により、各授業科目のシラバスに明示される学習到達目標の達成度について判定し、「憲章」に示される日本大学マインドおよび自主創造の8つの能力（汎用的能力）の達成度に関しては、教育課程の体系に基づく授業科目の単位修得状況及び卒業研究の到達度や、学生自身による振り返りと他者との協働における相互理解等をもとに段階的かつ総合的に判定する。

卒業の認定に関する方針		教育課程の編成及び実施に関する方針
構成要素(コンピテンス)	能力 (コンピテンシー)	
豊かな知識・教養に基づく高い倫理観	【D P - 1】 情報工学技術が社会と環境に及ぼす影響を理解し、情報系技術者としての幅広い教養・知識に基づく高い倫理観と職業観を身につけることができる。	【C P - 1】 全学共通初年次教育科目、教養科目及び情報工学科専門教育科目等を通して、情報工学にかかる分野で社会と環境に貢献できる情報工学的手法に習熟させ、それらを駆使できる幅広い教養・科学の学修を通じて、情報社会の一員としての高い倫理観を育成する。
日本及び世界の現状を理解し、説明する力	【D P - 2】 グローバル化する社会における情報工学技術者として、多文化や異文化に関する知識や国際社会が直面している問題を理解し説明することができる。	【C P - 2】 外国語科目及び情報工学科専門教育科目等を通して、社会や人間を理解し、日本大学並びに日本大学工学部情報工学科の使命を理解し、自らの専門分野の日本および世界における工学的役割や諸問題を幅広く見渡し、説明できる能力を育成する。
論理的・批判的思考	【D P - 3】 体系化された継続的な学修により情報工学の基礎力を身につけ、情報工学技術者として論理的、批判的な思考と専門知識を修得できる。	【C P - 3】 自然学科目及び情報工学科専門教育科目等を通して、情報工学にかかる分野の基礎となる、論理的・科学的・批判的思考の重要さや手法を、体系化された継続的な学修によって理解・修得し、専門分野における幅広い知識の吸収と高度な技術力を身につけ、発揮できる能力を育成する。
問題発見・解決力	【D P - 4】 情報工学の基礎力に基づいて、必要な専門知識と応用力を有し、自ら問題を発見し考察できる発想力と分析力を持ち、問題の解決策を提案できる。	【C P - 4】 情報工学科専門教育科目等を通して、持続可能な社会の実現に向けた、情報工学にかかる幅広い分野の知識や技術を学修させ、論理を積み重ねた問題解決型や提案型の思考に接することで想像力を養い、自主的な努力や実務処理ができ、豊かな発想と高度な分析を通して、自ら問題を発見し解決できる能力を育成する。
挑戦力	【D P - 5】 地球環境の保全や健康的な生活に情報工学の立場から寄与し、持続可能な社会の実現のために、あきらめない気持ちを持って果敢に挑戦することができる。	【C P - 5】 情報工学科専門教育科目等を通して、コンピュータシステムやアーキテクチャの知識とその応用能力、アルゴリズムを理解する能力とプログラムを開発する能力、コンピュータシステムを利用した情報システムや情報処理の知識とその応用能力、情報工学の基礎となる数学の知識とその応用能力を修得させ、自らのキャリアデザインも含めて、新しいことに果敢に挑戦することができる能力を育成する。
コミュニケーション力	【D P - 6】 社会性を持つ情報工学技術者として職務を遂行するために必要な、常に他者の意見に耳を傾け、自らの意見を相手に伝えることができる。	【C P - 6】 全学共通初年次教育科目、教養科目、体育科目及び情報工学科専門教育科目等を通して、社会性を持つ情報工学にかかる分野の技術者として、豊かな人間関係づくりの土台となる心身の健康、集団行動の能力、多様なメディアを用いたコミュニケーション力を身につけさせ、顧客やユーザなどの自分と異なる立場の他者を理解・尊重しつつ、自らの考えを相手に伝えることができる能力を育成する。
リーダーシップ・協働力	【D P - 7】 情報工学技術者の立場から他者との協働を通して、リーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。	【C P - 7】 全学共通初年次教育科目、体育科目、自然学科目及び情報工学科専門教育科目を通して、学修における協働作業の中で、他者と協働し社会に貢献できる人間性豊かな情報工学技術者になる素養を身につけさせ、集団の中でリーダーとして他者の力を引き出し、その活躍を支援できる能力を育成する。
省察力	【D P - 8】 自己を見つめ、自らの言動を謙虚に振り返り、情報工学技術者として自己を高めることができる。	【C P - 8】 情報工学科専門教育科目等を通して、情報工学にかかる分野に関して、情報工学技術者として、常に他者の意見や自己に対する評価を謙虚に受け止め、自らの学修や活動の達成度を謙虚に振り返り、新しい知識や技術の修得に励むことができる能力を育成する。

日本大学の沿革及び概観

日本大学は、明治22年（1889年）10月4日、時の司法大臣・山田顥義伯爵（吉田松陰の門下）と宮崎道三郎、穂積八束、金子堅太郎らの11名の学者が日本の法律を教育する法学校の設立を企図し、設立者総代を宮崎道三郎として東京府に申請、創立した日本法律学校が前身です。

当時、教育の面では英、独、仏系“万能の世”。とくに法律学校はすべて英、独、仏系に属していました。これに対し本学の学祖・山田顥義らは、こうした情勢を深く憂え「海外の法理を摂取するとともに日本人の主体性を確立した日本法学の振興を図り、国運の発展を図りたい」と決意、当時の第一級の法学者を集め、日本法律学校を開校しました。初代校長にはハーバード大学ロースクールに学んだ新進気鋭の法律家である金子堅太郎が就任しました。

明治36年4月に専門学校令が公布されたのをうけて本学は同年8月に組織を改め日本大学と改称、同37年3月、専門学校令による大学となりました。大正9年4月には大学令による大学に昇格、昭和24年4月に新制大学へと移行しました。

本学初代学長には2代校長の松岡康毅が就任し、松岡はさらに大正11年に総長に就任、30有余年にわたり日本大学の発展に尽力しました。ついで平沼駿一郎、山岡萬之助、呉文炳、永田菊四郎、鈴木勝、高梨公之、木下茂徳、瀬在良男、瀬在幸安、小嶋勝衛、酒井健夫を経て、平成23年9月大塚吉兵衛が第13代総長（平成25年4月1日から「総長」が「学長」となる）に就任して現在に至っています。

この間、創立100周年を期し、平成元年10月には天皇、皇后両陛下ご臨席のもと盛大に記念式典を挙行しました。さらに同記念事業の一環として平成6年10月、時代の要請に応えうる各種情報の受信・発信基地として、埼玉県所沢市に「総合学術情報センター」を開設しました。

また、アイゼンハワー米国大統領に対する名誉学位贈呈式が昭和35年10月、代理のマッカーサー駐日米国大使を迎えて行われたのをはじめ、昭和37年2月にはケネディ米国司法長官に対し、来日を機に名誉学位が贈呈されました。さらに、昭和38年5月には米国初の宇宙周回飛行をした宇宙飛行士、グレン2世海兵隊中佐（元米国上院議員：平成10年スペースシャトル「ディスカバリー」に搭乗、史上最高齢で再び宇宙飛行を達成）に対する名誉学位贈呈式が行われました。平成11年10月には、日本大学における女性初の名誉学位が国際連合人口基金のナフィス・サディク事務局長に贈呈されました。平成14年5月には、クリントン前米国大統領、平成15年11月には、ゴルバチョフ元ソ連大統領、このほか、ライシャワー駐日米国大使、パキスタン大統領、その他各国の学者・政治家など現在まで52名に名誉学位を贈呈するなど、国際親善と文化の交流に尽くしています。

現在、大学院20研究科、第一部・16学部86学科、第二部・1学部1学科、短期大学部5学科、通信教育部4学部、さらに各研究所、付属高校等多数を擁するわが国最大の総合大学です。校舎は延べ170万平方メートル、校有地3,130万平方メートル、教職員の数は令和元年5月1日現在7,210人、学生・生徒数令和元年5月1日現在95,800人、卒業生の総数は約118万人です。2019年に創立130周年を迎えました。

工 学 部 の 略 史

昭和 4 年 4 月	日本大学専門部工科として東京都千代田区神田駿河台に設置。
昭和22年 4 月	日本大学専門部工科が東京から現在地に移転。
昭和24年 4 月	新制大学となり、日本大学第二工学部として、土木工学科・建築学科・機械工学科・電気工学科・工業化学科の 5 学科を設置。
昭和29年 4 月	教職課程を設置。
昭和32年 7 月	創設10周年記念式典を挙行。
昭和41年 4 月	学部名を日本大学工学部に改称。
同年10月	創設20周年記念式典を挙行。
昭和45年 4 月	日本大学大学院工学研究科修士課程として、土木工学専攻・建築学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・工業化学専攻の 5 専攻を設置。
昭和47年 4 月	日本大学大学院工学研究科博士課程として、土木工学専攻・建築学専攻・機械工学専攻・電気工学専攻・工業化学専攻の 5 専攻を設置。
昭和48年 4 月	日本大学工学部工学研究所を設置。
昭和50年 4 月	日本大学大学院工学研究科修士課程を博士前期課程、同博士課程を博士後期課程に改称。
昭和52年10月	創設30周年記念式典を挙行。
昭和62年10月	創設40周年記念式典を挙行。
平成 5 年 4 月	情報工学科を設置、6 学科となる。
平成 9 年 4 月	日本大学大学院工学研究科に情報工学専攻修士課程を設置、6 専攻となる。
平成 9 年10月	創設50周年記念式典を挙行。
平成10年 4 月	電気工学科を電気電子工学科に改称。
平成11年 4 月	日本大学大学院工学研究科に情報工学専攻博士後期課程を設置、6 専攻となる。
平成12年 4 月	工業化学科を物質化学工学科に改称。
平成14年 3 月	次世代工学技術研究センター開所。
平成14年 4 月	工学研究科電気工学専攻を工学研究科電気電子工学専攻に改称。
平成15年 3 月	環境保全・共生共同研究センター開所。
平成16年 4 月	工学研究科工業化学専攻を工学研究科物質化学工学専攻に改称。
平成18年 4 月	教室棟（70号館）竣工。
平成19年 4 月	創設60周年。
平成22年 4 月	物質化学工学科を生命応用化学科に改称。
平成25年 4 月	臨床工学技士課程を設置。
平成26年 4 月	工学研究科物質化学工学専攻を工学研究科生命応用化学専攻に改称。
平成29年 4 月	創設70周年。

日本大学学則（抜粋）

第1章 総 則

第1節 目的及び使命

第1条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第2条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

第3節 教職員及び教授会

第4条 本大学の教員を分けて教授・准教授・講師・助教及び助手とする。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第5条 本大学各学部に教授会を置き、専任教授全員、3名以内の専任准教授代表及び事務局長をもつて、これを組織する。

第6条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

第7条 教授会は、総会員の半数以上の出席によって成立する。

第8条 議長は、議事録を作成し、出席者中2名の署名押印を得るものとする。

第9条 教授会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

① 学生の入学及び卒業に関すること。

② 学位の授与に関すること。

③ 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項。

2 前項第3号の事項については、別に定める「学長裁定」による。

3 教授会は、第1項に規定するものほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について教育研究上の専門的な観点から審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。なお、本大学の諸規程において教授会が審議することと定められている事項については、教授会はこれを審議し、意見を述べなければならない。

4 教授会の意見を集約する必要がある場合は、出席者の過半数によるものとする。

第11条 教授会は、次の事項について報告を受けるものとする。

① 大学院に関すること。

② 学位論文の審査に関すること。

③ 当該学部の予算及び決算に関すること。

④ その他学長及び学部長が必要と認めたこと。

第5節 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6節 入学・在学・転部・転科・転籍・休学・復学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低4年とし、在学年限は、8年とする。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低6年とし、在学年限は、12年とする。

5 前2項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

6 第3項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第21条第2項第1号から第4号の資格で編入学した場合は、この規定による卒業は認められない。

第22条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、許可することがある。

- ① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの
- ② 人物及び在学中の成績が妥当な者

5 転部・転科及び転籍を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。

9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修

するものとする。

11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めたときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修学年数に算入する。

第28条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第30条に基づく除籍によるもの

④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの

2 第36条に基づく年度のG P Aが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第29条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

② 病気その他やむを得ない事由で退学した者

③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。

6 再入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

- 7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。
 - 8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。
 - 9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。
 - 10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部においては、在学年限を定めることができる。
 - 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
 - 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。
 - 13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。
- 第30条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。
 - ① 故なくして学費の納付を怠った者
 - ② 故なくして欠席が長期にわたる者
 - ③ 在学年限を超えた者

第7節 履修規定

- 第32条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。
- ① 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - ② 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については15時間の授業をもって1単位とする。
 - ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 第32条の2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 第33条 教育職員の免許状を得ようとする者は、別に定める規定によって教職課程を履修しなければ

ならない。

第34条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

- ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
- ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。
- ③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行う試験のことをいう。
- ④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第35条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

第36条 学業成績の判定は、S, A, B, C, D及びEの6種をもってこれを表し、S(100~90点), A(89~80点), B(79~70点), C(69~60点), D(59点以下), E(履修登録したが成績を示さなかつたもの)をもって表し、S, A, B, Cを合格、D, Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点(Grade Point Average, 以下「GPA」という)を用いることができる。

3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4, Aにつき3, Bにつき2, Cにつき1, D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数(P又はNとして表示された科目を除く)で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。

4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。

5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目(単位認定科目としてNと表示された科目を除く)とする。

6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。

7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。

8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。

9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。

4 学生が許可を受けて他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

きる。

- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 7 学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第37条の2 第32条の2に規定する授業によって修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第21条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

- 2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。
 - 3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。
- 第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 証明手数料等については別表3の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付がある。

- 2 減免・貸給費については、別に定める。

第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第76条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第77条 懲戒は、退学・停学及び訓告の3種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③ 正当の理由がなくて出席常でない者
- ④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手続に関する規定は、別に定める。

日本大学情報管理宣言について

本大学は、以下の情報管理宣言を定めて情報管理の徹底に努めています。学生・生徒のみなさんも日本大学を構成する一員として、この宣言を尊重し、情報の取扱いについてのルールを守り、個人情報などを不用意に流出させることのないよう十分注意してください。

日本大学情報管理宣言

日本大学は、教育理念を実現し、社会的責任を全うし、本学の誇りを守るため、次の三つを宣言します。

1 日本大学は、業務・教学情報の外部持ち出しを許しません

1 日本大学は、情報を大学の重要な財産と考え、厳格に管理します

1 日本大学は、構成員に対し情報管理教育を徹底します

日本大学の構成員は、自らが関わる情報が、大学の誇りと構成員・校友の尊厳に関わるものであることを常に自覚し、良識を持って情報に接することを誓います。